

# 貸出車いすのご利用にあたって

この車いす貸出事業は、緑区のみなさまからお寄せいただいた賛助会費と赤い羽根共同募金配分金を活用し運営しています。

みなさまに気持ちよく使っていただけるよう、車いすは大切にお取り扱いいただきますようお願いいたします。

- 1 車いす貸出期間中の事故はすべて利用者の責任となります。使用方法を守り事故防止に努めてください。
- 2 利用料は無料です。ただし、利用者の故意または過失により損壊・使用不能となったときは、相当の弁償あるいは新品により弁済していただきますので、ご注意ください。
- 3 貸し出しする車いすNo.と貸出期間は以下のとおりです。

車いすNo.【          】

貸出期間：      年      月      日 ~ 年      月      日  
※原則2週間以内

- 4 貸出期間延長をご希望の場合は、貸出期間終了の2日前（休業日にあたる場合はその前日）までに、受付窓口にお申し出てください。貸出可能な車いすがある場合に限り、期間を延長（1週間を限度）することができます。  
【お願い】多くの方にご利用いただくため、長期継続（連続）利用はご遠慮ください。
- 5 返却は、貸出期間内に受付窓口までお願いします。

## 【受付窓口】

○社会福祉法人 名古屋市緑区社会福祉協議会

〒458-0041 緑区鳴子町1-7-1 TEL:052-891-7638 FAX:052-891-7640

○名古屋市緑区北部いきいき支援センター分室

〒458-0815 緑区徳重5-625 アーバニティ幸1階

TEL:052-877-9001 FAX:052-877-8841

## 【受付時間】

平日（土日祝・年末年始を除く） 9時～17時

賛助会費、赤い羽根共同募金へご協力をお願いします